

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	住民基本台帳システム	
行政機関等の名称	只見町	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	町民生活課	
個人情報ファイルの利用目的	住民基本台帳法（昭和 42 年法律 81 号）に基づく証明発行、届出処理	
記録項目	氏名、生年月日、性別、世帯主の氏名、世帯主との続柄、住所、町の区域内においてはその住所を定めた年月日、届出年月日、前住所、転居先住所、住民票コード、個人番号、作成事由、除票事由 （日本人について） 住民となった年月日、本籍地、筆頭者 （外国人について） 外国人住民となった日、通称名、併記名、国籍・地域、第 30 条の 45 に規定する区分、在留資格、在留カード等の番号、在留期間等、在留期間等の満了の日	
記録範囲	只見町に住民登録した者	
記録情報の収集方法	住民異動届、戸籍届出、他市町村からの通知	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれない	
記録情報の経常的提供先	住民基本台帳ネットワークに接合している市区町村	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）只見町長	
	（所在地）只見町大字只見字雨堤 1039 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	総務企画課 只見町大字只見字雨堤 1039 番地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まれない
備 考	